

令和6年度 第3回鹿屋市子ども・子育て会議



令和6年9月30日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

I 報告

- 1 前回の子ども・子育て会議の報告について…………… P 1

II 協議

- 1 第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画について…………… P 3
 - ① 「教育・保育提供区域」の設定について…………… P 4
 - ② 「量の見込み」と「確保方策」について…………… P 6
- 2 鹿屋市こども計画（仮称）の構成内容について…………… P 18

III その他

I 報告

1 令和6年度第2回子ども・子育て会議の報告

開催日時	令和6年8月9日（金）
開催場所	鹿屋市役所 7階大会議室（ZOOM会議併用）
出席委員	エルメス委員、蜂谷委員、橘委員、阿蘇品委員、竹中委員、柿迫委員、矢野委員、安樂委員、森委員、下村委員、藤井委員、躬川委員、吉井委員、友岡委員、有川委員、豎山委員、指宿委員、渡邊委員、川添委員、鹿倉委員
事務局等	保健福祉部長及び関係担当課長等並びに担当者
議題	報告 1 令和6年度第1回子ども・子育て会議の報告 協議 1 鹿屋市こども計画（仮称）の骨子（案）について その他 1 計画策定に係るこども等の意見聴取について
会議結果	その他 計画策定に係るこども等の意見聴取について、こども達からの発表及び意見交換 報告 令和6年度第1回子ども・子育て会議の報告について事務局用より報告 協議 鹿屋市こども計画（仮称）の骨子について、資料に基づき事務局から説明を行い、今後、計画書の素案づくりを進めることで了承された。

『主な意見等』

前回行った協議に際して、解決していない施策（小児科医の不足など）に関して、今後どういう形で進めていくのか。

（回答）これまでの会議での意見やニーズ調査等を踏まえて、骨子を文章化する素案の中で整理を行い、市の取組を示していく予定。

こどもの意見でもあったが、昔は気軽に遊べる広場等があったが、近所に遊び場所がない。町内会単位などで空き地を利用してこどもの居場所を計画的につくるなど、具体的に詰めていただきたい。

（回答）関係部署につないで、頂いた意見を検討いただく。

前回は鹿屋市子ども・子育て支援事業計画、今回は鹿屋市こども計画（仮称）となっている。平仮名の「こども」は、「こどもまんなか社会」を強く意識されて、こういうタイトルになるのか。

（回答）昨年、施行されたこども基本法に市町村こども計画の策定が位置付けられ、本市では現時点で仮称として使用している。計画に記載の「こども」の表記含め、名称について、皆さま方の様々な御意見を踏まえ、今後決めていきたい。

「子育て関連団体の活動促進」に「こども食堂への支援」と記載がある。具体的にどのような支援をするのか保護者として気になる。魅力的な内容であれば利用してみたい。

（回答）鹿屋市内に7箇所のこども食堂がある。市として物価高騰対策として1箇所当たり20万円を限度に補助してきた。令和6年度はまだ取組はないが、こども食堂への支援は必要ではないかと考えており、今後検討していきたい。

チャイルドシート無料貸出について、以前この制度を知り市役所に行ったが、在庫がないと言われた。現時点、どの程度、貸出用のチャイルドシート（乳児・幼児・学童期ごと）があり、借りたい時に借用できる状況なのか。また、鹿屋市の公式LINEなどで在庫が分かれば、乳児を連れて市役所に行き「今はないです」と言われたりしないと思う。ホームページなど活用して、保護者にとって役立つ情報として掲載できないか。

（回答）現在、市では、インナークッションやベルトの付け替えにより、おおむね新生児から4歳児まで利用できるチャイルドシートの貸出しを行っており、現時点では希望に応じて貸出しできる状況。今後は、これらのチャイルドシートの在庫状況をホームページに掲載し、適宜更新するなど、貸出しを希望される方が容易に在庫確認できるよう情報提供を行っていく。

基本施策3の「若者の自立と社会参加の支援」について、若者の社会参加とは、具体的にどのようなことを行っていくのか。

（回答）若者への支援については、学校卒業後の就職支援を行うことや、経済的な理由で結婚に踏み切れない若者も増えていることもあり、市として結婚応援事業などを行うことなどである。また、社会的な問題となっている、就労期にひきこもりになってしまっている方々に対して相談支援を行い、社会参加につなげていくという取組等も検討していきたい。

会議について、資料の事前送付を早め、質問は事前受付し、会議時に関係機関に事前回答いただくなど検討いただきたい。早めに資料をいただければ、保護者は周囲の方に意見を聞くこともでき、団体は団体内で意見を集約できる。

鹿児島県の場合、資料配布がかなり早く、委員のスケジュール調整についても配慮いただいている。また、質問に対しては次の会議で確実に全て答えてくれている。

（回答）早めに資料作成し発送するよう心掛けているが、配慮が不足していた。意見の聴取方法含め、委員からの意見を尊重しながら改めて検討します。

日程調整について、委員の予定を丁寧に聞き取り、その中で委員の方々がたくさん集まれる日に開催すべきではないか。委員の意見を聞いて設定しなければ参加が叶わない。

（回答）次回会議開催における日程に関しては、事務局で改めて調整させていただく。

多くの大人が参加する中、こどもが意見を言える状況が疑問に思う。こどもたちへの配慮が必要。8月31日に鹿児島県の子ども・子育て会議が行われる。県では、8月23日までこどもたちの意見を聞かせてくださいということで、意見を募集している。他、皆様から御意見があれば、会議で発表してまいりたいと思うので、ぜひ意見をお願いしたい。

I 協議

1 第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画について

① 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に基づく、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要計画（量の見込み・確保方策）を示すもの。

「量の見込み」＝現在の利用状況＋利用希望 「確保の方策」＝確保の内容＋実施時期

（市町村子ども・子育て支援事業計画）《子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）》第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【計画に記載する事項（基本的記載事項）】

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・各年度における教育・保育の量の見込み ・幼稚園、保育園、認定こども園などの提供量(定員等)
- ・教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・地域子ども子育て支援事業の量の見込み ・地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ・教育・保育の一体的な提供に関すること
- ・施設等利用給付の円滑な実施に関すること

② 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）

※ こども施策には、子ども・子育て支援事業計画に関する施策も含まれることから、第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画は、鹿屋市こども計画（仮称）に包含する。

③ 需要見込みと確保方策を定める事業

項目	対象事業	
幼 児 期 の 教 育、保 育	1号認定（教育ニーズがある認定）	【3～5歳】
	2号認定（保育の必要性がある認定）	【3～5歳】
	3号認定（保育の必要性がある認定）	【0～2歳】
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	⑧ 一時預かり事業
	② 地域子育て支援拠点事業	⑨ 延長保育事業
	③ 妊婦健康診査	⑩ 病児保育事業
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	⑪ 放課後児童健全育成事業
	⑤ 養育支援訪問事業	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑥ 子育て短期支援事業	⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	⑦ 子育て援助活動支援事業	
	⑭ 【新規】子育て世帯訪問支援事業	新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付け
	⑮ 【新規】児童育成支援拠点事業	
	⑯ 【新規】親子関係形成支援事業	
	⑰ 【予定】妊婦等包括相談支援事業	「地域子ども・子育て支援事業」に追加予定 ※ 今後、国の通知による
	⑱ 【予定】産後ケア事業	
	⑲ 【予定】乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	

1 「教育・保育提供区域」の設定について

(1) 提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられている。「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を設定するとともに、需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスをみて、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備し推進していくことされている。

(2) 第2期鹿屋市子ども・子育て事業計画における提供区域について

第1期計画と同様に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的に考えた場合に、地域子ども・子育て支援事業は、細やかな区域設定がなじまなく、市内全域を対象とする事業が多いこと、保育所等の入所希望も実家や勤務先の近くの施設に預ける傾向があることなどから、市内全域で柔軟な需給体制を確保するために、提供区域を全市1地区として設定する必要がある。



『鹿屋市全域』と設定

(3) 第3期鹿屋市子ども・子育て事業計画における提供区域（案）について

【教育・保育】

事業等名	考え方
教育・保育 ・幼稚園 ・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業	●第1期及び第2期計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域として「鹿屋市全域」を区域として設定している。 ●教育・保育施設については、自宅に近いということだけではなく、各施設の教育方針や運営方針などで選択する保護者も多いことから、区域に関わらず様々な地域から、保護者等のニーズに応じて子どもが通園している。このため、区域を分けることは、現在の利用実態と異なることとなる。 ●教育・保育施設の選択にあたり、自宅に近いということのほかには保護者の通勤経路や、施設の空き状況から、実際に居住する区域を超えた施設を選択することもあり、区域設定にあたり、自宅と利用施設の区域が一致しないケースもある。 ●利用者の選択範囲が広がることは、施設側としても、広範囲の児童を柔軟に受け入れられるため運営が安定しやすく、また、量の見込み及び調整がしやすいと考えられる。

【地域子ども・子育て支援事業】

事業等名	考え方
①利用者支援事業	●すべての妊産婦・子育て世帯に対して身近な支援者として相談・支援を行っており、市全域での支援を想定している。
②地域子育て支援拠点事業	●「つどいの広場」、「地域子育て支援センター」及び「子育て交流プラザ」は、必ずしも地域を区切った形での利用はされておらず、市全域で広域的な利用実態がある。
③妊婦健康診査	●妊婦健診は、区域の指定ではなく市全域の医療機関が対象であるため、細かな区域の設定はなじまない。
④乳児家庭全戸訪問事業	●訪問対象者の把握や支援は、行政区単位で実施しており、細かな区域の設定はなじまない。
⑤養育支援訪問事業 (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	●対象者の把握や支援は、細かな区域の設定はなじまないことから、市全域での支援を想定している。
⑥子育て短期支援事業	●児童養護施設等の限られた施設で対応することから、市全域での利用とする。
⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	●ファミリー・サポート・センターは市内に1箇所設置されており、市全域でのサポートや利用を想定していることなどから、市内全域で柔軟な需給体制を確保するために、提供区域を全市1地区として設定する必要がある。
⑧一時預かり事業	●保育所等と併せて考える必要がある。
⑨延長保育事業	●保育所等と併せて考える必要がある。
⑩病児保育事業	●市全域での利用を想定しているが、現在の利用実態や交通などの利便性など考える必要がある。
⑪放課後児童健全育成事業	●保育所等と併せて考える必要がある。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	●「基本指針」において、区域を設定すべき事業とされていない。
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	●「基本指針」において、区域を設定すべき事業とされていない。
⑭子育て世帯訪問支援事業	●対象者の把握や支援は、細かな区域の設定はなじまないことから、市全域での支援を想定している。
⑮児童育成支援拠点事業	●対象者の把握や支援は、細かな区域の設定はなじまないことから、市全域での支援を想定している。
⑯親子関係形成支援事業	●対象者の把握や支援は、細かな区域の設定はなじまないことから、市全域での支援を想定している。
⑰妊婦等包括相談支援事業	●すべての妊婦・子育て世帯に対して身近な支援者として相談・支援を行っており、市全域での支援を想定している。
⑱産後ケア事業	●すべての産婦に対して、適切な時期に支援が提供できるよう、需要量に見合った身近な支援体制の整備に取り組んでおり、市全域での支援を想定している。
⑲乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	●対象者の把握や支援は、細かな区域の設定はなじまないことから、市全域での支援を想定している。



第1・2期と同様に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的に考えた場合に、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定にあたっては、細やかな区域設定がなじまなく、市内全域を対象とする事業が多く、保育所等の入所希望は保護者の実家や勤務先、通勤経路の近くの施設に預けるなど、実際に居住する区域を超えた施設利用の傾向があることなどから、市内全域で柔軟な需給体制を確保するために、提供区域を全市1地区として設定する必要があること。



「鹿屋市全域」と設定

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

(1) 将来人口推計

計画期間中の児童数について、令和3年（2021年）から令和6年（2024年）の1歳年齢ごとと男女別人口を基に、コーホート変化率法を用いて推計。

※ 0歳児は、15歳から49歳の女性の人口動態と年齢別の出生状況を踏まえて推計。

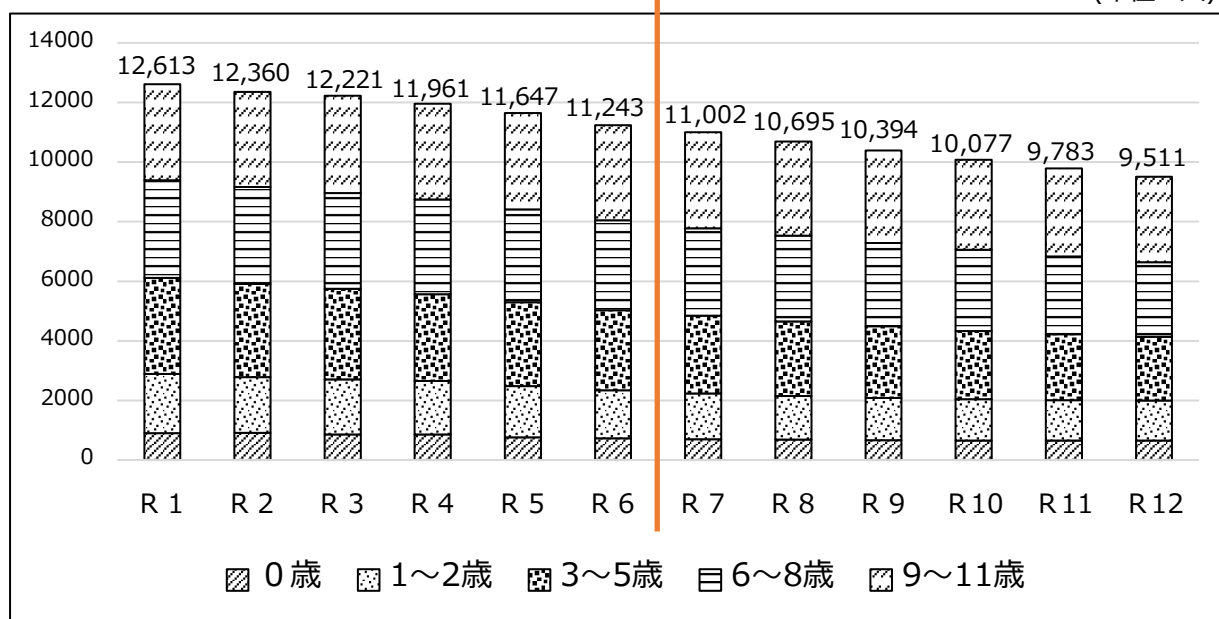
コーホート変化率法とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

〈各年4月1日〉

(単位：人)

	実績						推計					
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
0歳	903	913	855	861	766	731	703	684	668	660	654	650
1歳	974	913	928	869	852	777	745	716	697	681	673	667
2歳	1,013	961	927	922	862	831	781	749	720	701	685	677
3歳	1,066	1,005	960	925	916	853	833	783	751	722	703	687
4歳	1,069	1,060	1,025	971	937	911	873	852	801	768	738	719
5歳	1,088	1,059	1,051	1,019	961	922	909	872	851	800	766	736
就学前	6,113	5,911	5,746	5,567	5,294	5,025	4,844	4,656	4,488	4,332	4,219	4,136
6歳	1,067	1,074	1,060	1,043	1,014	969	943	930	893	871	819	783
7歳	1,131	1,069	1,091	1,045	1,051	1,001	976	950	937	900	878	826
8歳	1,075	1,115	1,064	1,086	1,057	1,053	1,019	993	966	953	915	893
9歳	1,093	1,064	1,106	1,052	1,089	1,060	1,065	1,031	1,004	976	963	925
10歳	1,037	1,093	1,061	1,099	1,046	1,085	1,060	1,065	1,031	1,004	976	963
11歳	1,097	1,034	1,093	1,069	1,096	1,050	1,095	1,070	1,075	1,041	1,013	985
就学	6,500	6,449	6,475	6,394	6,353	6,218	6,158	6,039	5,906	5,745	5,564	5,375

(単位：人)



(2) 教育・保育事業の「量の見込み」と「確保方策」について

① 1号認定児童（満3歳以上で、保育の必要性がない子ども／教育を希望）

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1,365	1,324	1,279	969	934
	確保方策	1,471	1,481	1,496	1,545	1,555
実績	利用者数	1,241	1,149	1,002	1,019	986
	利用定員数	1,507	1,515	1,565	1,530	1,445

【第3期計画における量の見込み】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	971	930	892	850	819
	確保方策	1,300	1,295	1,280	1,270	1,260

② 2号認定児童（満3歳以上で、保護者の労働、疾病等により、保育の必要性があるこども）

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1,752	1,699	1,642	1,740	1,677
	確保方策	1,573	1,584	1,584	1,572	1,572
実績	利用者数	1,755	1,750	1,732	1,706	1,617
	利用定員数	1,538	1,517	1,503	1,558	1,545

【第3期計画における量の見込み】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	1,585	1,520	1,457	1,388	1,338
	確保方策	1,453	1,445	1,423	1,409	1,398

③ 1号認定児童(①)+2号認定児童(②)

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	3,117	3,023	2,921	2,514	2,611
	確保方策	3,044	3,065	3,080	3,117	3,127
実績	利用者数	2,996	2,899	2,734	2,725	2,603
	利用定員数	3,045	3,032	3,068	3,088	2,990

【第3期計画における量の見込み】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	2,556	2,450	2,349	2,238	2,157
	確保方策	2,753	2,740	2,703	2,679	2,658

④ 3号認定児童（満3歳未満で、保護者の労働、疾病等により、保育の必要性がある子ども）

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1,539	1,525	1,482	1,333	1,318
	確保方策	1,477	1,476	1,476	1,492	1,492
実績	利用者数	1,364	1,374	1,375	1,297	1,272
	利用定員数	1,542	1,546	1,540	1,535	1,522

【第3期計画における量の見込み】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(0歳)	155	151	147	146	144
確保方策(0歳)	379	363	360	360	360
量の見込み(1～2歳)	1,082	1,039	1,005	980	963
確保方策(1～2歳)	1,138	1,114	1,095	1,090	1,088
量の見込み(0～2歳)	1,237	1,190	1,152	1,126	1,107
確保方策(0～2歳)	1,517	1,477	1,455	1,450	1,448

⑤ 1号+2号+3号認定児童（③+④）

《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	4,656	4,548	4,403	3,847	3,929
	確保方策	4,521	4,403	4,556	4,609	4,619
実績	利用者数	4,360	4,273	4,109	4,022	3,875
	利用定員数	4,587	4,578	4,608	4,623	4,512

【第3期計画における量の見込み】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,793	3,640	3,501	3,364	3,264
確保方策	4,270	4,217	4,158	4,129	4,106

【参考】就学前児童数

(単位：人)

	実績						推計					
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
0歳	903	913	855	861	766	731	703	684	668	660	654	650
1～2歳	1,987	1,874	1,855	1,791	1,714	1,608	1,526	1,465	1,417	1,382	1,358	1,344
3～5歳	3,223	3,124	3,036	2,915	2,814	2,686	2,615	2,507	2,403	2,290	2,207	2,142

(3) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」について

① 利用者支援事業

事業概要	令和6年4月に設置した『こども家庭センター』を拠点として、子ども家庭支援員や保健師・助産師等による妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援や、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援など、関係機関と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない相談支援を行います。
------	---

【対 象 者】妊産婦及び乳幼児、子育て世帯全般

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実 績	利用者数	1,913人	1,924人	2,037人	2,017人	1,822人

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

② 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児から小学3年生までの児童及びその保護者が気軽に集い、一緒に遊びながら交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについて相談を行います。
------	--

【対 象 者】つどいの広場 ⇒ 概ね3歳未満の児童とその保護者
子育て交流プラザ ⇒ 小学3年生までの児童とその保護者

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	1,421人	1,378人	1,337人	1,903人	1,903人
	確保方策	1,421人	1,378人	1,337人	1,903人	1,903人
実 績	利用者数	906人	1,554人	2,187人	3,145人	3,382人
	施設数	8箇所	8箇所	8箇所	9箇所	9箇所

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,280人	3,182人	3,087人	2,994人	2,904人
確保方策	3,280人	3,182人	3,087人	2,994人	2,904人
確保方策 (施設数)	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所

③ 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、 ①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。
------	---

【対 象 者】妊娠届出をした妊婦（母子手帳を交付された者）

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	10,924 人	10,622 人	9,463 人	9,703 人	9,573 人
	確保方策	10,924 人	10,622 人	9,463 人	9,703 人	9,573 人
実 績	延べ人数	10,786 人	10,723 人	9,232 人	8,903 人	7,886 人

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7,259 人	7,039 人	6,854 人	6,762 人	6,692 人
確 保 方 策	7,259 人	7,039 人	6,854 人	6,762 人	6,692 人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後2か月から4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけます。
------	--

【対 象 者】乳児家庭

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	713 人	693 人	710 人	681 人	672 人
	確保方策	713 人	693 人	710 人	681 人	672 人
実 績	訪問人数	687 人	728 人	686 人	643 人	583 人

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	582 人	566 人	553 人	546 人	542 人
確 保 方 策	582 人	566 人	553 人	546 人	542 人

⑤ 養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

○養育支援訪問事業

事業概要	妊娠・出産・子育てに対して、不安や孤立感を抱える家庭に対し、保健師やヘルパー等が自宅を訪問し、相談や指導、家事や育児の支援を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。
------	--

確保の方策及び今後の方向性	養育支援事業の実施計画はありませんが、養育環境に課題があるなど支援が必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携した支援を行うとともに、必要に応じて子育て世帯訪問支援事業の家事支援や育児支援とあわせて保健師等が同行し相談支援等を行います。
---------------	--

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図ります。
------	---

確保の方策及び今後の方向性	子どもを守る地域ネットワーク強化事業の実施計画はありませんが、引き続き要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化に努めるとともに、利用者支援事業の資格取得支援等の事業を活用し、職員等の専門性を高めていきます。
---------------	---

⑥ 子育て短期支援事業

事業概要	保護者が疾病、出産、看護、事故、災害等の社会的事由により家庭で一時的に児童の養育が困難となった場合や、経済的な理由等により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う短期入所生活援助（ショートステイ）を行います。
------	---

【対 象 者】 18 歳未満

【《実績》第 2 期計画における量の見込み・確保方策】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計 画	量の見込み	70 人日	70 人日	70 人日	59 人日	59 人日
	確保方策	70 人日	70 人日	70 人日	59 人日	59 人日
実 績	利用者数	24 人日	31 人日	20 人日	35 人日	50 人日
	施設数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

【第 3 期計画における量の見込み】

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		65 人日	65 人日	65 人日	65 人日	65 人日
確保方策		65 人日	65 人日	65 人日	65 人日	65 人日
確保方策 (施設数)		3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	地域において育児又は家事の援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、会員同士が育児等に関する相互援助活動を行うことにより、労働者の福祉増進及び児童福祉の向上を図ります。
------	--

【対 象 者】原則として小学生以下 ※障がいのある子どもにあつては18歳まで

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	400 人日	400 人日	400 人日	450 人日	450 人日
	確保方策	400 人日	400 人日	400 人日	450 人日	450 人日
実 績	延べ人数	400 人日	503 人日	647 人日	572 人日	498 人日
	施設数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日
確 保 方 策	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日
確 保 方 策 (施 設 数)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園型)

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、幼稚園において、一時的に子どもを預かります。
------	---

【対 象 者】1号認定及び2号認定のこども

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	108,702 人日	150,822 人日	153,252 人日	107,439 人日	111,472 人日
	確保方策	108,702 人日	150,822 人日	153,252 人日	107,439 人日	111,472 人日
	施設数	29 箇所	33 箇所	34 箇所	30 箇所	32 箇所
実 績	利用者数	120,964 人日	98,135 人日	82,386 人日	92,679 人日	91,990 人日
	施設数	27 箇所	28 箇所	27 箇所	29 箇所	29 箇所

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定による利用	7,296 人日	7,296 人日	7,539 人日	7,539 人日	7,539 人日
2号認定による利用	88,704 人日	88,704 人日	91,661 人日	91,661 人日	91,661 人日
量の見込み	96,000 人日	96,000 人日	99,200 人日	99,200 人日	99,200 人日
確 保 方 策	96,000 人日	96,000 人日	99,200 人日	99,200 人日	99,200 人日
確 保 方 策 (施 設 数)	30 箇所	30 箇所	31 箇所	31 箇所	31 箇所

⑧-2 一時預かり事業(一般型)

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間において、保育所、その他の場所において一時的に子どもを預かります。
------	--

【対 象 者】

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	6,190 人日	6,054 人日	5,867 人日	967 人日	941 人日
	確保方策	6,190 人日	6,054 人日	5,867 人日	967 人日	941 人日
	施設数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	9 箇所	9 箇所
実 績	利用者数	1,540 人日	1,193 人日	1,240 人日	1,208 人日	1,211 人日
	施設数	7 箇所	8 箇所	9 箇所	12 箇所	13 箇所

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,157 人日	1,112 人日	1,072 人日	1,035 人日	1,008 人日
確保方策	1,157 人日	1,112 人日	1,072 人日	1,035 人日	1,008 人日
確保方策 (施設数)	13 箇所	13 箇所	13 箇所	13 箇所	13 箇所

⑨ 延長保育事業

事業概要	保育認定（2号・3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施します。
------	--

【対 象 者】 小学校就学前までの児童で、通常保育の対象でない者

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	1,282 人	1,257 人	1,232 人	900 人	810 人
	確保方策	1,282 人	1,257 人	1,232 人	900 人	810 人
	施設数	27 箇所	27 箇所	27 箇所	25 箇所	25 箇所
実 績	利用者数	461 人	623 人	629 人	654 人	624 人
	施設数	27 箇所	25 箇所	25 箇所	29 箇所	29 箇所

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	794 人	738 人	686 人	638 人	593 人
確保方策	794 人	738 人	686 人	638 人	593 人
確保方策 (施設数)	29 箇所	29 箇所	29 箇所	29 箇所	29 箇所

⑩ 病児保育事業

事業概要	病気によって保育所等に預けられない児童を、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができない場合に、病院に併設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。
------	--

【対 象 者】 生後6ヶ月以上の乳児、幼児、小学校に就学している児童

【《実績》 第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	901 人	901 人	901 人	901 人	901 人
	確保方策	901 人	901 人	901 人	901 人	901 人
	施設数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
実 績	利用者数	461 人	623 人	629 人	654 人	624 人
	施設数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	635 人	635 人	635 人	635 人	635 人
確 保 方 策	635 人	635 人	635 人	635 人	635 人
確 保 方 策 (施 設 数)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

⑪ 放課後児童健全育成事業

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。
------	--

【対 象 者】 小学校に就学している児童（小学6年まで）

【《実績》 第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	1,895 人	2,038 人	2,197 人	2,110 人	2,110 人
	確保方策	1,895 人	2,038 人	2,197 人	2,110 人	2,110 人
	施設数	32 箇所	33 箇所	34 箇所	34 箇所	34 箇所
実 績	登録児童数	2,083 人	2,192 人	2,067 人	1,969 人	2,088 人
	施設数	32 箇所	32 箇所	33 箇所	35 箇所	35 箇所

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年	497 人	490 人	471 人	459 人	432 人
小学2年	478 人	466 人	459 人	441 人	430 人
小学3年	412 人	401 人	390 人	385 人	370 人
低学年計	1,387 人	1,357 人	1,320 人	1,285 人	1,231 人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学4年	324人	313人	305人	297人	293人
小学5年	239人	240人	232人	226人	220人
小学6年	150人	147人	147人	143人	139人
高学年計	712人	700人	684人	665人	651人
量の見込み	2,099人	2,056人	2,004人	1,950人	1,883人
確保方策	2,099人	2,056人	2,004人	1,950人	1,883人
確保方策 (施設数)	35箇所	36箇所	37箇所	37箇所	37箇所

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度未移行幼稚園に対して保護者が支払うべき、給食（副食材料費）の提供に要する費用を助成します（年収360万円未満の世帯及び第3子以降の児童が対象）。
------	---

【対 象 者】 幼稚園入所児童[第1階層から第3階層/全階層の第3子]

【《実績》第2期計画における量の見込み・確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	260人	179人	179人	120人	120人
	確保方策	260人	179人	179人	120人	120人
実 績	利用者数	191人	168人	164人	98人	81人

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	98人	69人	69人	69人	69人
確保方策	98人	69人	69人	69人	69人

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。
------	--

確保の方策及び 今後の方向性	本市では、計画期間中に実施の予定はありませんが、今後の国の指針や本市の取組状況や必要性等を踏まえながら検討していきます。
-------------------	--

⑭ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

事業概要	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。
------	--

【対 象 者】 0～18歳の児童がいる家庭のうち

- ・家事や育児等に対し不安・負担を抱えた要保護、要支援の家庭
- ・ヤングケアラー等が過度な家事や育児等のケアを担っている家庭

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	960人日	960人日	960人日	960人日	960人日
確保方策	960人日	960人日	960人日	960人日	960人日

⑮ 児童育成支援拠点事業【新規】

事業概要	養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの健全な育成を図ります。
------	--

確保の方策及び今後の方向性	児童育成拠点事業の実施計画はありませんが、養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対するこどもの居場所づくりは必要であることから、子ども食堂への支援など、多様なこどもの居場所づくりを行います。
---------------	---

⑯ 親子関係形成支援事業【新規】

事業概要	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等その他必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。
------	---

確保の方策及び今後の方向性	親子関係形成事業の実施計画はありませんが、子育てに関する各種教室や乳幼児とその保護者が相互に交流する場など、あらゆる相談機関の利用を促進することで、必要な支援につなげていきます。
---------------	---

⑰妊婦等包括相談支援事業【予定】

事業概要	妊娠・出産と子育てにかかる経済的負担軽減（経済的支援）と、妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行います。
------	---

【対 象 者】妊産婦及び乳幼児

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,387人	1,352人	1,328人	1,314人	1,304人
確保方策	1,387人	1,352人	1,328人	1,314人	1,304人

⑱産後ケア事業【予定】

事業概要	出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供します。
------	--

【対 象 者】出産後1年未満の母子

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100人	105人	110人	120人	130人
確保方策	100人	105人	110人	120人	130人
確保方策 (施設数)	11箇所	12箇所	13箇所	14箇所	15箇所

⑲乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【予定】

事業概要	保育園等に通園していない子どもについて保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの育ちを応援するとともに、保護者の子育てに関するお悩みに対してアドバイスなどを行い、こどもの良質な成育環境を支援します。【令和8年度から本格実施】
------	---

【対 象 者】0歳6カ月～満3歳未満のこども

【第3期計画における量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44人	43人	40人	40人	38人
確保方策	-	-	-	-	-

II 協議

2 鹿屋市こども計画（仮称）の構成内容について

第1章 計画策定にあたって

1 策定の背景・目的

- ・第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画は令和6年度末が終期。
- ・令和5年4月「こども基本法」が施行され、同12月22日に「こども大綱」を閣議決定。自治体は、大綱を勘案して『こども計画』を策定。（努力義務）

2 計画の性格と位置づけ

- ・こども基本法第10条に基づき、こども基本法の基本理念を踏まえ策定。
- ・総合計画を上位計画とし、第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画を踏襲し策定。
- ・国の「こども大綱」と、鹿児島県のこども計画「〇〇〇〇」を勘案して策定。

3 計画の期間と対象

- ・計画の期間：令和7年度から11年度までの5箇年
- ・計画の対象：こども・若者、子育てをしている保護者や、子育て支援に関わる団体等

4 計画の策定体制

- ・こども、若者本人や、保護者に対する調査等及び市民へのパブリックコメントの実施
- ・子ども・子育て会議における審議を経て策定

第2章 鹿屋市のこども・若者を取り巻く状況

1 子ども・若者に関する統計

- ・人口の状況／出生の動向／婚姻、離婚の動向／世帯の状況／就労の状況 など

2 アンケート調査結果（概略）

- ・子育て支援サービスの状況
- ・こどもの生活実態
- ・若者の意識と生活に関する実態 など

3 本市におけるこども・若者の主な課題

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念（めざすべき方向性）

すべてのこども・若者がたくましく育ち 未来を拓くまち かのや

【第2期計画】子どもがたくましく育ち 未来を開く都市 かのや

【第2次総合計画】ひとが元気！ まちが元気！ 「未来につながる健康都市 かのや」

【第2次地域福祉計画】地域でともに支えあい、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち かのや

2 計画の基本目標

- ① こども・若者が生き生きと育つまちづくり
- ② すべての家庭が安心して子育てができるまちづくり
- ③ こども・若者の成長を地域全体で育むまちづくり

3 施策体系

第4章 施策の展開

基本施策1 こどもの権利の尊重

- ・ こどもの権利に関する理解の促進
- ・ こどもの意見表明・参加の促進
- ・ こども・若者の居場所・活動の充実
- ・ こどもの権利侵害の防止、相談支援

基本施策2 質の高い教育・保育の総合的な提供

- ・ 乳幼児期の教育・保育の充実
- ・ 学校における教育環境の充実

基本施策3 若者の自立と社会参加の支援

- ・ 若者の就業支援の充実、社会的自立の支援
- ・ 若者の社会参加に向けた支援
- ・ 出会いや結婚への支援

基本施策4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

- ・ 親と子の健康づくりに向けた支援
- ・ 子育て家庭の負担の軽減に向けた支援
- ・ 子育てを応援する環境づくり
- ・ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

基本施策5 困難を抱える子育て家庭への支援

- ・ 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援
- ・ 特別な支援を必要とする子育て家庭などへの支援

基本施策6 こども・子育てにやさしい地域環境の整備

- ・ 子育てしやすい環境の推進
- ・ こどもの安全・安心な生活環境の確保

基本施策7 こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり

- ・ 子育て関連団体の活動促進
- ・ 地域における子育て支援ネットワークの強化

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

4 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

『Ⅱ 協議 1』で審議

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理

Ⅲ その他

(1) 令和 6 年度鹿屋市子ども・子育て会議スケジュール

令和 6 年度の鹿屋市子ども・子育て会議については、年 5 回の開催を予定しています。スケジュールと主な内容については、下記のとおりです。

	開催（予定）日	主な内容
第 1 回	5 月 24 日（金） 14:00～	○会長、副会長の互選 ○地域子ども・子育て支援事業の実績 ○令和 6 年度子育て関連施策の事業計画 ○こども家庭センターの設置 ○認定こども園への移行 ○鹿屋市こども計画（仮称）策定に係るアンケート結果
第 2 回	8 月 9 日（金） 14:00～	○計画策定に係るこども等の意見聴取 ○鹿屋市 こども計画（仮称）の骨子（案）
第 3 回	9 月 30 日（月） 14:00～	○第 3 期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画 ○鹿屋市 こども計画（仮称）の構成内容
第 4 回	11 月中旬 14:00～	○教育・保育施設の定員変更 ○計画書素案 他
第 5 回	2 月中旬 14:00～	○パブリックコメントの報告 ○計画書修正案 他

※パブリックコメント（あらかじめ案を公表し、広く市民の皆様から意見を募集）
： 1 2 月から 1 月予定

鹿屋市子ども・子育て会議条例

平成25年 6 月27日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第 1 号委員 子どもの 保護者	エルメス 恵子 ^{けいこ}	市民委員	
2		蜂谷 友香 ^{はちや ゆか}	市民委員	
3		橘 拓真 ^{たちばな たくま}	市民委員	
4		阿蘇品 伸三 ^{あそしな しんぞう}	市民委員	
5		竹中 愛美 ^{たけなか まなみ}	市民委員	
6		柿迫 愛美 ^{かきさこ まなみ}	市民委員	
7	第 2 号委員 学識経験者	矢野 常広 ^{や の つねひろ}	鹿屋市医師会	
8		安楽 博史 ^{あんらく ひろし}	鹿屋市歯科医師会	
9		森 克己 ^{もり かつみ}	国立大学法人鹿屋体育大学	
10		角ノ上 琢 ^{すみのうえ たく}	鹿児島県大隅児童相談所	
11		泊 浩太郎 ^{とまり こうたろう}	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		下村 尚 ^{しもむら たかし}	鹿屋市小・中学校校長協会	
13	第 3 号委員 子ども・子 育て支援に 関する事業 に従事する 者	藤井 光晴 ^{ふじい みつはる}	児童養護施設大隅学舎	
14		軀川 恒 ^{く がわ ひさし}	鹿屋乳児院	
15		吉井 健 ^{よしい たけし}	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 善信 ^{ともおか よしのぶ}	鹿屋市保育会	
17		有川 文人 ^{ありかわ ふみと}	鹿屋市学童保育連絡会	
18		曽原 真維子 ^{そはら まいこ}	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
19		豎山 恵美 ^{たてやま めぐみ}	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ（母親クラブ）	
20		指宿 章子 ^{いぶすき ふみこ}	障がい児福祉支援事務所	
21	第 4 号委員 その他市長 が必要と認 める者	橋元 直也 ^{はしもと なおや}	鹿屋特別支援学校 P T A	
22		川崎 大輔 ^{かわさき だいすけ}	鹿屋市 P T A 連絡協議会	
23		渡邊 正人 ^{わたなべ まさと}	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24		川添 みや子 ^{かわそえ みやこ}	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 八郎 ^{よしはら はちろう}	鹿屋市町内会連絡協議会	
26		鹿倉 李恵 ^{かくら りえ}	鹿屋商工会議所	

【委嘱期間：令和 6 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日（2 年以内）】